

令和元年第9回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第9号)

招 集 年 月 日	令和元年9月25日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和元年9月25日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和元年9月25日10時35分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	△	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	8 番	佐藤 潤		
	9 番	栗栖 芳秋		

議長	<p>本日の出席委員は 7 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 9 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 8 番委員と 9 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 55 号から議案第 61 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 55 号について、8 番委員より説明をお願いいたします。</p>
8 番委員	<p>議案第 55 号について説明します。図面は 3 ページになります。今月 18 日に ■■■さん立会いのもと、現地調査をしました。この件は、墓地への転用事案となります。申請地は、今年 5 月の総会で農業振興地域整備計画の変更により、農用地区域から除外されています。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可妥当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 56 号について、3 番委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 56 号の説明を 3 番委員さんの調査結果をもとに代わって説明させていただきます。議案書の 1 ページ及び 4 ページをご覧ください。■■■■さんによります、墓地への転用事案です。申請地は、坪野郵便局から北西に約 300 m 進んだ場所に位置しております。本事案につきましては、まず、昨年 12 月に、元々畑であった隣接地の ■■■■が墓地に転用されているという経緯があります。この経緯については、農業委員会の許可済みです。そして、その際、■■■■から墓の一部が ■■■■の畑にはみ出してしまったそうです。そのため、■■■■さんははみ出した部分だけ分筆され、転用申請を行うということです。墓の一部がはみ出しているということで、無断転用になっておりますので、始末書を提出されております。事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから 3 番委員さんは許可妥当と考えられております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>続いて、議案第 57 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 57 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 5 ページをご覧ください。■■■■■さんによります、農道への転用事案です。この度、申請地を■■■■■さんより譲り受け、農道に転用しようとするものです。申請地は、安芸太田町役場本庁から北に約 500m 進んだ場所に位置しております。本事案につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可妥当と判断しました。なお、この事案は無断転用されており、始末書を提出されております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 58 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>9 月 18 日に■■■■■さんに問い合わせをしたうえで現地確認を行いました。写真をつけておりますが、現状すでに■■■■■さんと■■■■■さんで賃貸借契約を結び利用されておりますが、■■■■■さんが農地転用の許可を受けておられません。そういうことで、この度、■■■■■さんから正式に売買をしたいということで■■■■■さんが購入されます。始末書も提出されており、今後も引き続き■■■■■さんが資材置場として利用されるということです。周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められますので、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、関連します議案第 59 号及び議案第 60 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>関連します議案第 59 号及び議案第 60 号の説明をさせていただきます。議案書の 2 ページ及び 7 ページと 8 ページをご覧ください。株式会社■■■■■広島支社、取締役兼上席執行役員、■■■■■さんによります、送電線工事のための作業用地への一時転用事案です。この度、申請地■■■■■を■■■■■さんより、申請地■■■■■及び■■■■■を■■■■■さんよりそれぞれ借り受け、作業用地に一時転用しようとするものです。申請地は、安芸太田町役場から南東に約 1.5 km 進んだ場所に位置しております。本事案につきましては、送電線工事のために申請地を一時的にエンジン置場として利用するという事です。一時転用期間は、令和元年 12 月 27 日までです。事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可妥当と判断しました。なお、一時転用完了後は、農地に復元していただき、農地への復元届を提出していただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 61 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 61 号の説明をさせていただきます。令和 2 年度安芸太田町農業施策に</p>

	<p>対する建議についてです。資料1をご覧ください。この資料は、平成31年度の安芸太田町農業施策に対する建議書です。昨年度は、この資料の内容で町長へ建議を行いました。令和2年度の町の予算編成が11月下旬頃からとなりますので、本日、建議内容についてご審議いただき、その後建議内容を取りまとめ、11月下旬頃に町長へ建議したいと考えております。安芸太田町の農業者を支援できるような施策を考えていただければと思います。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>それでは、議案第55号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第55号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第55号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第56号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第56号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第56号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第57号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第57号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第57号につきましては承認決定いたしました。</p>

議長	<p>続いて、議案第 58 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 58 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 58 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、関連します議案第 59 号及び議案第 60 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、関連します議案第 59 号及び議案第 60 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、関連します議案第 59 号及び議案第 60 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 61 号について質疑を許します。</p>
事務局長	<p>すみません。私から、今回の建議の中身ですね、皆さんがどのような思いで農業施策へ反映するかといった意見を出していただいて、次回にも取りまとめてまたやりたいと思っております。</p>
議長	<p>議案第 61 号については、最終的には昨年と同じように 11 月の総会で最終決定をして建議をしたいと思っております。今回については資料の建議内容を見ていただいて、意見があれば出していただいて無ければ次回への継続審議ということにしたいと思っております。</p>
5 番委員	<p>はい。5 番の農業委員会の組織強化のところですが、会長さんと町長さんの意見交換会のようなことができたらいいいじゃないかと。</p>
議長	<p>それは、会長と町長のということか。それとも農業委員会としてなのか。</p>
事務局長	<p>そのような場を農業委員会の農業委員さんと推進委員さんも含めた中で意見交換の場をとということですかね。</p>

議長	それは、建議というよりは別のこととして要望してもいいと思うけどね。
事務局長	それは、はい。建議は予算の要望となるので、建議ではなく要望で聞いて調整をするというかたちで。
議長	5 番委員さん、今の方向でいいかね。
5 番委員	はい。お願いします。
議長	その他に意見がありましたらお願いします。
	(全員意見なし)
議長	意見が無いようでしたら、次回の 10 月の総会において大まかな建議案を取りまとめていきたいと思っておりますので、次回までに十分検討していただくようお願いいたします。
議長	それでは、議案第 61 号につきましては、継続審議ということで承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 61 号につきましては継続審議ということで承認決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	報告事項の説明をさせていただきます。認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出が 1 件出ております。1 ページめくっていただき、事業計画書をご覧ください。事業計画書の 4 番、計画地の概要につきまして、土地の所在が大字寺領字西川、地番が [REDACTED]、地目が畑、面積が 42 m ² の内 6.25 m ² です。添付書類等の不備はないため、異議がないか伺います。以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。
議長	報告事項について質疑はありますか。
	(全員質疑なし)
議長	以上で本日の審議は終了いたしました。
議長	なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。

議長

これもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 9 回
安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 35)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

8 番委員

9 番委員